

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 住民課 戸籍・国保担当

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳（除票簿含む）	
行政機関等の名称	由仁町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務を行うため	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯情報（世帯番号、世帯主、世帯主との続柄）、3 氏名、4 生年月日、5 年齢、6 性別、7 住民票コード、8 住所、9 行政区、10 学校区、11 投票区、12 住民となった日・事由・届出日、13 異動日・事由・届出日、14 住所を定めた日、15 住民でなくなった日、16 戸籍情報（本籍、筆頭者）、17 前住所、18 転出予定地、19 転出確定地、20 外国人情報（在留カードの番号、国籍、在留資格、在留期間、在留期間満了日、住居地届出日、特別永住者証明書交付日）、21 住民票作成日、22 改製消除日、23 摘要、24 備考、25 個人番号、26 住基カード及びマイナンバーカード運用状況、27 その他の情報（被保険者情報（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険）、選挙人名簿、国民年金、児童手当、個人番号カード、印鑑登録、住民基本台帳カード）	
記録範囲	由仁町に住所を有する者及び有していた者	
記録情報の収集方法	本人、同一世帯員及び代理人からの届出 関係市区町村及び法務省からの通知 国民健康保険等の他業務システムとの情報連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	庁内関係課等、法令等で定める閲覧及び写しの交付等申出者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 由仁町総務課	
	(所在地) 〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光 200 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法第 8 条（修正）、同法第 30 条の 4（住民票コードの記載の変更請求）、住民基本台帳事務処理要領第 5 の 10（DV 等被害者保護のための措置（閲覧および写しの交付等の申出を拒否））	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

作成日（最終修正日）：令和5年3月15日